

令和2年第6回定例豊頃町教育委員会議 議事録

招 集 年 月 日	令和2年6月25日
招 集 場 所	える夢館 委員会室
開 閉 会 日 時	開会 令和2年6月25日 14:00
	閉会 令和2年6月25日 14:44

	議席番号	委 員 氏 名	出欠の別
出席及び欠席教育長・委員名	1	山 本 芳 博	出席・欠席
招 集 5名	2	櫻 井 康 雄	出席・欠席
出 席 5名	3	宝 田 博 幸	出席・欠席
欠 席 0名	4	長 濱 竜 一	出席・欠席
	5	鈴 木 千 賀 子	出席・欠席

会 議 録 署 名 委 員	議席番号	署 名 委 員 氏 名
	1・4	山 本 芳 博 ・ 長 濱 竜 一

説明のために出席した者の 職 氏 名	山田 教育課長	馬場 給食センター所長
	門 主幹兼車両係長兼体育振興係長	笠間 総務係長
	加藤 学校教育係長	菅野 社会教育係長兼図書係長
会 議 の 経 過	議事日程・会議に付した事項・会議の過程 別紙のとおり	

上記会議の経過概要は、教育委員会事務局職員 笠間一秀 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

日程	議件番号	議 件 名	審議結果
第1		議事録署名委員の指名 (1 番 山 本 ・ 4 番 長 濱)	決 定
第2		会期の決定 (6月25日から 6月25日までの1日間)	決 定
第3		諸般の報告	報告済み
第4	報告第1号	豊頃町立学校の夏季休業期間中における学校閉庁日の設定について	報告済み
第5	報告第2号	特別支援教育就学奨励費援助の認定について	報告済み
第6	議案第1号	要保護・準要保護児童生徒の認定について	原案可決
第7	議案第2号	豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プランの改正について	原案可決
第8	議案第3号	豊頃町社会教育委員の委嘱について	原案可決
第9	議案第4号	豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について	原案可決
第8	議案第5号	令和2年7月1日付け教育委員会事務局職員の人事について	原案可決

令和2年第6回定例教育委員会議事録

山本教育長	<p>挨拶 ただいまから、第6回定例教育委員会議を開催いたします。 日程第1 「議事録署名委員の指名」であります。 1番 教育長山本、4番 長濱委員、よろしくお願ひいたします。 日程第2 「会期の決定」です。「6月25日」本日1日といたしたいと思ひます。 ご意見ありませんか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>では、本日1日限りとさせていただきます。 日程第3 「諸般の報告」を行います。</p>
笠間係長	<p>本日、中村推進員が欠席です。 「総務係、学校教育係、社会教育係、体育振興係、図書館、給食センター、える夢館ギャラリー」について、別紙により主な行事等について報告する。</p>
山本教育長	諸般の報告について何かご質問・ご意見等がございますか。
櫻井代理	<p>議会全員協議会や総務文教常任委員会、議会の時も豊頃中学校の新築に関して色々意見交換されていますけれど、その時の状況について、できる範囲でお話ししたいです。</p>
山本教育長	<p>この度の総務文教常任委員会の話でございます。これについては、今、基本設計を委託しているところですが、今日まで色々ご意見とかそういうものをいただいた中で、基本設計の中にどのように意見を織り込んできているのかというような経過等の説明をさせていただきます。</p> <p>あと、大きな課題としては、財政的なところで当初類推していた15億という金額については、今の基本設計の段階では物価・資材の高騰ですとか基礎杭の安全性の法的な基準の強化というところで大きく見込みを超えていまして、相対的には26億ぐらいの予算規模を考えざるをえないというようなことも説明をさせていただきます。その中では、一定程度、常任委員会の皆さんにはご理解いただいているかと思ひますが、特に予算的な規模について大きく膨らんでいる部分については、丁寧に町民の皆さんに説明していくべきだというような意見をいただいております。単に予算は圧縮することじゃなくて、やはり必要な部分は必要な部分として整備が不十分なことがないように注意を払うべきだというような意見もいただいております。</p> <p>それから、全員協議会の方は、主に現地視察なども含めて、いただいた意見の中には、やはり、スケートリンクの400mの配置についてなど伝統的なものを考えると、造れるものであれば造っていくべきだというような意見もあり、校舎そのものに対するブロック的な位置づけというところには意見はありませんでした。それでも、校舎の配置を工夫すれば、スケートリンクの400mが可能になるのではないかという意見もいただいておりますけれど、その点については、スケート少年団が既に20名程度まで縮小してきていることやリンクを造成していただく造成委員の担い手というところでも非常に厳しい状況があって、今後、更に400mのリンクを継続して作っていくということについては検討をしていかなければならないのではないかということで説明させていただいておりますし、一般的に授業や学校の課程の中でスケートを習得したり、町内的な大会であるということであれば、限られたスペースの中で最大限できるように300mぐらいのリンクを作ることで、今までの子どもたちへの体育の指導だとかという部分については、継続可能であると考えているということで説明をさせていただきますところでもあります。そういう方向性を教育委員会としては持っていますということで説明させていただきます。</p>

山本教育長	<p>まだ、案の段階ですが、町民の皆さんにどこまで進捗しているのかということをも7月の広報でご案内することにしていきますので、その原稿を後ほどお渡ししたいと思います。</p> <p>あと、今月の8日には、また、今までご意見をいただいていた3小中学校のPTAの関係者と学校長を含めて教職員の方々に、再度、現在の案を説明する機会を設けさせていただいていますし、広報に出したのものについてもご意見があれば、最終的な基本設計案で修正すべき内容等については、修正していきたいと考えているところです。</p> <p>ただ、財政的にはまだ厳しいものもありますので教育委員会としては、当初令和5年4月供用を目指していたのですが、どうしても建築の進みを考えると令和6年4月と1年間、後ろに倒さなければならない状況があるということもお伝えしながら、委員会としては、やはり中学校の改築部分で言いますと、小中学校の将来を見越した併設校を造っていくのが望ましいという考え方に変わりないということをご理解いただいて、前に進めていきたいということで全員協議会、文教常任委員会等にはお話をさせていただいています。また、理事者のほうに対しても何とか前進させていただけるようお願いしています。</p>
櫻井代理	その説明の中で理事者、議員のほうから「財政的に難しいから考え直したほうがいいんじゃないか」というようなご意見はなかったですか。
山本教育長	基本、財政をベースにして、そういう判断をされたことはありません。
櫻井代理	教育委員会として考えている方向で進めていけるだろうということですか。
山本教育長	まだ予断を許すところまではいっていませんが、見直すべきだとか計画をスローダウンさせるべきだとかの意見には至っていません。何とか教育委員会の思いを皆さんに理解してもらいながら前進していきたいと思っています。
櫻井代理	教育長、職員の皆さんもぜひ前向きな考え方で、議会なり町民の方々にご説明をお願いしたいと思います。
山本教育長	他にございますか。
各委員	なし。
山本教育長	<p>それでは、諸般の報告については報告済みとさせていただきます。</p> <p>日程第4 報告第1号「豊頃町立学校の夏季休業期間中における学校閉庁日の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局から報告をします。</p>
山田課長	<p>報告第1号を説明する。</p> <p>「豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン」に基づき、本年度は8月12日水曜日から8月14日金曜日までの3日間を閉庁日として実施しようとするものです。</p> <p>なお、昨年度につきましては町内3校とも8月13日から8月15日までの3日間で行っておりまして、本年度も町内3校とも同じ日程で実施する予定であります。</p> <p>以上報告します。</p>
山本教育長	<p>報告第1号について事務局の説明を終わります。</p> <p>働き方改革の関係もありまして、教員の皆さんにもご理解をいただいているところですが、各学校には引き続きPTA等の関係者に丁寧な説明をしていただくようお願いしているところです。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。

山本教育長	<p>では、無いようなので本件につきましては、報告済みとさせていただきます。</p> <p>日程第5 報告第2号「特別支援教育就学奨励費援助の認定について」を議題とします。</p> <p>事務局から報告をします。</p>
山田課長	<p>報告第2号を説明する。</p> <p>特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者から申請認定があり、提出された収入額・需要額調書に基づき算定した結果、特別支援学校への就学援助に関する法律及び同法施行令に準じ、特別支援学級に在籍する児童・生徒10名の保護者10件に対し、就学奨励費を支給するよう認定いたしましたので報告します。</p> <p>3ページの認定者一覧をご覧ください。いずれも4ページ同法施行令第2条第1項及び第2項に該当する者であり、支弁基準に該当する10件に就学奨励費の援助を行うものです。以上ご報告いたします。</p>
山本教育長	<p>報告第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>なお、この案は個人情報に当たりますので、外部への情報漏れなどがないよう委員の皆さんにはご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>次に日程第6 議案第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第1号を説明する。</p> <p>令和2年度要保護・準要保護児童生徒の認定申請が、6ページの一覧のとおり転校生1件追加でありました。内訳は児童1名で準要保護としての申請となっています。</p> <p>「豊頃町就学援助認定要領」第5条及び第6条の認定要件の規定により審査した結果、前年収入が生活保護基準による需要額の1.3倍以内。1.19倍となっており、認定要件に該当しているものとして審査しておりますので、就学援助対象者として認定してよろしいかご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>議案第1号について事務局の説明を終わります。</p> <p>申請件数は1件でございますが、追加ということでこの件について認定することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>では、要保護・準要保護児童生徒の認定については認定することとして決定いたします。</p> <p>次に日程第7 議案第2号「豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プランの改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第2号を説明する。</p> <p>本年1月に文部科学省から「公立学校の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示され、教育委員会においてその所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する指針を定める必要があるため、北海道教育委員会では令和2年3月に「北海道アクションプラン」について所要の見直しを行ったことから本町においても「働き方改革推進プラン」について見直しを行うものです。</p> <p>具体的なプランの改正内容としましては、別に配布のこちらの資料に赤字で訂正等の箇所を記載しておりますので、この資料で主な改正内容についてご説明をします。</p> <p>はじめに、表題を「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」に改めます。</p> <p>次に、ページをめくっていただきましてIはじめについて、週60時間以上勤務している教育職員の割合の令和元年度数値が道教委から出ていることから、その割合を小学</p>

	<p>校では「23.4%」から「12.4%」に。中学校では「46.9%」から「38.5%」に改めます。</p> <p>次に、1推進プランの性格の全文を改正し、本プランについては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」及び「豊頃町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであることと、「本プランについては必要に応じて適宜見直しを行う。」ことを規定しました。</p> <p>次に、ページをめくっていただきまして、3推進プランの目標及び期間の中の「北海道アクションプラン」の後に「令和2年3月改定」を加え、「推進する努力」を「取り組む」に改めます。</p> <p>(1) 目標の中の時間の後に「時間外在校等時間」を加え、「年間」を「1年間」に改めます。また、※印について、最初の※印については、「目標に掲げる上限時間は、VIの(2)の②と同一」に改め、2つ目の※印については、「時間外在校等時間は、VIの(2)の②と同一」に改めます。</p> <p>次に、次ページの下段のIIの2。ICTの活用促進等に「(2)として教職員の校務負担を軽減し、学校経営の改善を図るため校務支援システムの導入を検討する。」の一文を加えます。</p> <p>次に、ページをめくっていただきまして右のページ下段VI「その他の取り組み」については、ページをめくっていただきまして「町立学校の教育職員の在校等時間の上限について」に全文を改正します。</p> <p>改正内容としましては、(1)には対象者を(2)には業務を行う時間の上限として①に「勤務時間の考え方」を、②に「上限時間の原則」を、③に「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情ある場合の上限時間」を(3)に「町教委が行う措置」を規定しております。</p> <p>以上が主な改正内容であります。</p> <p>なお、本プラン全体といたしまして教職員を教育職員に改めるなどの文言の整理なども合わせて行っております。</p> <p>以上、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>議案第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>豊頃町立学校の教職員の業務量の適切な管理規則というものを3月に制定させていただいていますが、それに基づきアクションプランのほうも連動するような形で改訂するというところでございます。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>上限時間の月45時間というのは、労働基準法を準用していますので、別に学校職員に限らず全ての勤労職場においては、この基準になってきておりますので、それを改正し明確にしたということでございます。</p>
櫻井代理	この全体はいいのですが、教職員と教育職員の違いは何ですか。
山田課長	教育職員につきましては学校の先生方を対象としておりまして、教職員につきましては事務職ですとかそういったものの職員も入ってくるということで、ほとんど今回の改正には先生方を対象とした形に変えているところです。
櫻井代理	なるほど。この文の中には教職員と教育職員が入っているので、その辺の違いはどんな違いで教職員と教育職員に分けたのかなと思いました。
山本教育長	他にご質問等ありますか。
長濱委員	これは要するに町教委の中にあるけども、これは道教委の雛形を元に作られているんですね。例えば豊頃から大樹や広尾に行きましたといっても、基本大きなところは、負担をかけてたということですよ。今までは、労使協定の中で残業してもいいですよという労使協定、それに36協定を結ぶことによって一定の期間に一定時間の負担をかけてたということになると思うのですが、豊頃から広尾に行ったときとかに、広尾は残

	業時間が短くなるだとかそんなことは多分ないですよ。
山本教育長	それはないですね。ただ、労働基準法をベースとして、それを全部引用してきますので町村によって、先生が異動したからといって変わるということはないですね。
長濱委員	教育委員会議にかけなさいよという事になっているのですね。
山本教育長	このプランについては、市町村の教育委員会議で決定することになります。他にご質問等ありますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、本件につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。次に日程第8 議案第3号「豊頃町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をします。
山田課長	議案第3号を説明する。 「豊頃町社会教育委員に関する条例」第2条の規定により、地域づくり推進委員会会長の平井均氏を豊頃町社会教育委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。 任期は、前任者の残任期間の令和2年7月1日から令和4年3月31日までです。なお、全委員の名簿を13ページに記載しておりますのでご参照願います。
山本教育長	議案第3号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
宝田委員	全委員の名簿のところですが、中村純也さんはPTA連合会長で名前が出てます。中村純也さんは、他に学校給食の運営委員でもあります。この方、仮にも町議でありながら副議長という立場でもあります。こういうところに名前を挙げていいのかなど。町民の中にもそう思われる方がいるのではないですか。私もそのように言われたのですが、何も差支えはないのですか。
山本教育長	役付けの中でなっていて、町議副議長でもありますけれど審議そのものに影響を及ぼすようなことは無いでしょうし、委員会等に大きな影響を及ぼすようなこともないかと思えます。ご本人の承諾をいただきながら今まで進めてきておりますので、承諾いただいているということでよろしいかと思っています。
宝田委員	町議ではあるけれど、仮にも副議長だからどうなのかなど。町民の中で、そう思われる方が少数居られたものですから。
山本教育長	岩井明さんも町議でもあります。委員をやっても議員としての立場と混同されることはないかと思えますので、仮に今後そういう事態が生じた場合には、再度決定するというので、現状の中ではご本人に承諾いただいたということで、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。 他にご質問等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、本件につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。次に日程第9 議案第4号「豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をします。
山田課長	議案第4号を説明する。 豊頃町「報徳のおしえ」推進会議設置規則第3条の規定により、地域づくり推進委員会会長の平井均氏を、豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員に委嘱したいのでご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。 任期は、前任者の残任期間の令和2年7月1日から令和2年9月30日までです。なお、全委員の名簿を16ページに記載しておりますのでご参照願います。
山本教育長	議案の中で訂正をさせていただきたいのですが、16ページ全委員の名簿の7番武隈英和氏となっておりますが、中村純也氏に訂正お願いいたします。

	議案第4号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、無いようなので本件につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。 次に追加議案です。日程第10 議案第5号「令和2年7月1日付け教育委員会事務局職員の人事について」を議題とします。 事務局から説明をします。
山田課長	追加議案書1ページをお開きください。 議案第5号を説明する。 教育課体育振興係主任を職員林英夫に命ずる人事発令を行いたいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。
山本教育長	議案第5号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、無いようなので本件につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。 その他委員の皆さんから何かありますか。
各委員	なし。
山本教育長	引き続き、その他の事項につきまして事務局から説明をお願いします。
山田課長	1 大津体育・運動発表会（小学校・保育所合同） 7月19日（日） 2 第1学期終業式 8月7日（金） 豊頃小学校、大津小学校 <夏季休業> 7月23日（木）～ 豊頃中学校 8月8日（土）～ 豊頃小学校、大津小学校 3 十勝東部方面教育振興会合同研修会（中止） 4 次回委員会開催日時 7月28日（火） 14:00～